

## 特定接種及び登録事業者について

## 1 特定接種

## (1) 法律上の位置づけ

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従事者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して、臨時に行う予防接種。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 28 条に基づくもの。

## (2) 実施主体

国（地方公務員に対する接種については、都道府県又は市町村）

## (3) 登録

特定接種の対象となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録が必要。

## (4) 接種対象業種・接種順位

別紙資料のとおり。

なお、実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。

そのため、特定接種の登録を受けたからといって、必ずしも実施対象とならない。

## 2 登録事業者の責務

## (1) 接種体制を構築すること

外部の医療機関との覚書の締結や、産業医、企業内診療所により接種体制の構築を図る。なお、病院・診療所での特定接種については、その病院等で接種体制を構築する。

## (2) 業務継続計画を作成すること

※県又は全国医師会等の各団体から、業務継続計画のひな形の提示あり。

## (3) 発生時において業務を実施すること

特措法第 4 条に基づき、新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。

## 3 登録状況

## (1) 医療分野の登録

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会等との協力により、登録申請手続きを医療機関等に周知。合わせて業務継続計画のひな型等を提示。

3 月 7 日現在で別添資料のとおり申請書の提出あり。（国への提出期限：3 月 20 日）

## (2) 医療分野以外の登録

医療分野以外の事業者の登録は、平成 26 年度中に実施予定。国に協力して手続き（Web 登録）の周知等を実施予定。